**消防法令適合通知書交付申請に係る添付書類及び注意事項**

**（旅館・簡易宿泊所・ホテル等）**

申請に必要な書類

□　１　消防法令適合通知書交付申請書（第６号様式または第６号の２様式）

□　２　消防用設備等検査済証の写し（新築及び既設）

　　　　　　または

　　　　消防用設備等点検結果報告書のかがみ及び点検総括表の写し(既設建物の場合)

□　３　申請建築物の付近見取図（インターネット等で無償提供されている地図も可）

□　４　申請建築物の平面図(消防用設備の位置・避難経路を示した図)

□　５　収容人員算定表（従業員数、宿泊者数及び利用者数を含む。）

□　６　防火管理者選任(解任)届出書の写し

　　　　※統括防火管理者選任（解任）届出書の写し

□　７　消防計画書作成(変更)届出書の写し

　　　　※全体の消防計画書作成(変更)届出書の写し

□　８　消防訓練実施届出書の写し　　　　　　　　　　予防課にて受理されたもの。

□　９　防災管理者選任(解任)届出書の写し

□　10　(防災)消防計画書作成(変更)届出書の写し

□　11　自衛消防組織設置(変更)届出書の写し

□　12　危険物・少量危険物等、消防法及び浦添市火災予防条例に基づく各種届出、建築基準法に基づく用途変更の届出等が該当する場合、その届出書の写しを求める場合があります。

**※６～12に関しては、該当する建築物の場合、提出してください。**

注意事項

□ テナントの空室、住宅または既設の建築物を簡易宿泊所等に変更したときに、**新たに設置が必要となる消防用設備等が発生する場合が多くあります。**事前相談の際には、平面図・延面積・収容人員など、可能な限り詳細な書類を準備して、消防本部予防課予防係（098-878-3982）へお問い合わせください。

□　用途地域によっては、旅館業を営業できない場合があります。詳しくは浦添市役所都市建設部建築指導課（総合案内098-876-1234）まで問い合わせてください。

□　消防法令適合通知書の交付には、１週間程度の期間が必要となります。ただし、立入検査の際に不備事項がある場合または消防用設備等点検報告書により不良と判定された箇所がある場合等は、是正がされるまでは適合通知書の交付ができません。

□ カーテン、のれん、じゅうたん(床面積２㎡以上のもの)、布製ブラインド等は、防炎製品を使用し、『防炎』の表示が貼付されていること。

□ 通路、階段及び防火戸(防火シャッター)などの避難施設に、物品等が置かれていないこと。また、消防用設備等(消火器、誘導灯、屋内消火栓等)使用時に支障となる物品等が置かれていないこと。

○お問い合わせ先○

提出先：浦添市消防本部予防課予防係　　連絡先：098-878-3982